○警察情報管理システム運営規程の運用について

平成23年３月18日
道本情第1098号
／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／あて

この度、警察情報管理システム運営規程（平成13年警察本部訓令第24号。以下「システム運営規程」という。）の一部改正に伴い、新たにシステム運営規程の解釈及び運用方針を次のとおり定め、平成23年４月１日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、警察情報管理システム運営規程の制定について（平20．12．22道本情第4611号）の通達は、平成23年４月１日付で廃止する。

記

第１　改正の要点

１　北海道警察情報管理システムの通称を本通達で規定した。

２　システム検討会を廃止し、新設する対象業務の内容が特に重要で検討を行う必要のあるもの及び検討を実施する委員会について規定した。

３　対象業務の変更時、システム総括責任者がその内容が軽微であると認めるものの要件について規定した。

４　対象業務を行う上で参照する「取扱説明書」については、システム総括責任者が認めた場合、厳重な管理を必要とすることとした。

５　警察職員以外の者への業務の委託の安全性を確保するため、特約を締結するほか必要な措置について規定した。

第２　解釈及び運用方針

項　　目	解　釈　及　び　運　用　方　針
１　用語の定義（第２条）	⑴　警察情報管理システム 警察情報管理システムに含まれないシステムは、次のとおりとする。 ア　専ら機器の制御若しくは科学技術の計算に使用する電子計算機、又は１の室のみで運用されるＬＡＮシステム若しくはオフラインでＯＡ業務の処理を行うシステム （例）　交通管制システム イ　専ら通信を行うためのシステム又は通信の制御を行うために必要な情報を処理するためのシステム （例）　通信指令システム ⑵　北海道警察情報管理システム 北海道警察が設置するシステムであって、このシステムの通称を「ほくとネット」とする。 ⑶　サーバ等 プログラムにより情報処理を高速に行う機械である電子計算機の内、その規模、性能及び用途によりサーバ、メインフレーム等に区分される。 ⑷　警察情報管理システムの利用の範囲 照会者がアクセス権者に依頼し、又は自分で端末装置を操作して照会を行い、結果を利用することをいう。 ⑸　認証情報

	ユーザＩＤ、パスワードのほかに指紋、虹彩、顔、声紋等の生体的特徴及びその他の識別又は検証するための情報をいう。 ⑹　認証用媒体 本人であることを識別する認証情報を記録したＩＣカード等をいうものとする。 ⑺　ユーザＩＤ あらかじめ対象業務ごとに指定され、端末を操作して照会・登録を行うことができるアクセス権者を識別するために付された文字列をいう。
2　運用管理補助者（第９条）	運用管理補助者の指定は、所属の規模、運用形態等により運用管理者が警部以上の階級又はこれに相当する職にある職員の中から適宜指定するものとするが、別に定めのあるときは、それによるものとする。
3　対象業務の申請（第11条）	「新設」とは、道警察システムにおいて、新たに対象となる業務を行うことをいい、「変更」とは、同システムで既に対象業務として運用しているものを改善しようとすることをいう。
4　対象業務の指定等（第12条）	⑴　「当該申請の内容が特に重要なもの」とは、次のものをいう。 ア　対象とする業務が２以上の部門にわたるもの。 イ　既存の対象業務と関連性を有しその大幅な変更が必要で予算要求を伴うなど、開発の規模が大きいと認められるもの。 ウ　システム総括責任者が委員会において検討することが必要と認めるもの。 ⑵　別に定める委員会とは、「北海道警察行政情報化推進委員会」をいう。 ⑶　「その変更の内容が軽微であると認めたもの」とは、次のようなものをいう。 ア　入力形式を変更しようとするもの イ　出力形式を変更しようとするもの ウ　情報処理の手順を変更しようとするもの
5　認証情報等の管理（第15条）	⑴　システム総括責任者から発行されたＩＣカード等の認証用媒体による認証を用いる場合には、ＩＣカード等を本人が意図せずに使用されることがないように安全措置をとるとともに、紛失しないよう管理し、他人に付与及び貸与してはならない。 ⑵　「他人にパスワードを知られることがないようにしなければならない」とは、他人のパスワードを無断で使用して照会を行う等の不正照会を防止する目的で規定したものであり、次の点に配意しなければならない。 ア　システム総括責任者から定期的に変更して付与されるパスワードについては、メモ等に記入したものを机等に貼り付けないこと。 イ　システム総括責任者から付与されたパスワードをアクセス

	権者が自ら変更して運用する場合は、適宜確実に変更すること。
6　アクセスの管理（第16条）	アクセスに関する記録については、警察庁の要領に基づき５年保存することとした。
7　照会の管理（第17条）	⑴　個人情報照会に関する記録については、警察庁の要領に基づき５年保存することとした。 ⑵　運用管理者が行う個人情報照会が適正に行われたか否かの確認は、システム総括責任者からの通知による対象業務ごとの個人情報照会状況に基づき行うものとする。
8　個人情報入力資料の取扱い（第19条）	⑴　個人情報入力資料の交付を、システム総括責任者が指定する方法による送付又は通信により行えることとした。 ⑵　個人情報入力資料の交付等に関する記録については、個人情報出力資料同様５年保存することとした。
9　個人情報出力資料の取扱い（第20条）	⑴　個人情報出力資料の交付を、システム総括責任者が指定する方法による送付又は通信により行えることとした。 ⑵　個人情報出力資料の作成等に関する記録については、警察庁の要領に基づき５年保存することとした。
10　システムドキュメント等の取扱い（第22条）	⑴　厳重な管理とは、資料の名称、作成、交付、受入れ、複写、返却、保管、廃棄等管理の状況を簿冊に記載させ、又はこれらの事項を電磁的方法により記録させるとともに、当該ドキュメント等が書面又は外部記録媒体の場合は、施錠のできる所定の保管庫等を用いて保管することである。 ⑵　取扱説明書は、対象業務に関係のない者に不正に交付してはならないのは当然であるが、警察情報管理システムの安全上秘密を要する事項が記載され、又は記録されているなど特に管理が必要であるとシステム総括責任者が認めるときは、第１号から第４号までの規定を準用することができることとした。
11　警察職員以外の者への業務の委託（第26条）	業務の委託の安全性を確保するため、特約を締結する他次に掲げる措置を執ることとする。 ⑴　委託先担当者にアクセスを行う権限を貸与する場合は、業務上必要な範囲に限定するとともに、当該委託先担当者による個人情報照会に関する記録を随時確認するなど、警察情報管理システムの不正な利用を防止するために必要な措置。 ⑵　委託先担当者が取り扱う個人情報入力資料又は個人情報出力資料の廃棄（当該資料が電磁的記録である場合は廃棄、又はこれに電磁的方法により記録された個人情報の削除）に当たっては、その状況を警察職員に確認させるなど、当該資料の不正な利用を防止するために必要な措置。

12　情報管理業務監査（第29条）	従来、監査については、技術面を重視して行ってきたが、これに運用面を加え、名称を情報管理業務監査とするとともに、情報管理部門のみならず、情報管理部門と業務主管課が共同して監査を行うこと、業務主管課が単独で監査を行うこと又は方面本部が監査を行うことができることとした。
13　システム総括責任者等への委任（第30条）	「対象業務の運用に関する要領」に規定すべき項目は、次のとおりとする。 ⑴　目的（対象業務で管理する情報の保有目的） ⑵　基本構成（どのようなシステム構成で運用するか。） （例）北海道警察情報管理システムを用いて行う。 ⑶　登録の種類及び登録事項 ⑷　登録要領 ⑸　データの保存期間 ⑹　アクセス権等の設定 ア　アクセス権者及びアクセス範囲の指定 イ　照会者及び照会範囲の指定 ⑺　照会要領 ⑻　回答要領 ⑼　入力資料の管理 ⑽　出力資料の管理 ⑾　その他必要と認める事項